

「環境監視等委員会」の役割や位置づけについての関係機関の見解の比較

① 仲井真弘多前沖縄県知事による埋立承認の際に附された「留意事項」（2013年12月27日）より

2.工事中の環境保全対策等について
実施計画に基づき環境保全対策、環境監視調査及び事後調査などについて詳細検討し県と協議を行うこと。なお、詳細検討及び対策等の実施にあたっては、各分野の専門家・有識者から構成される環境監視等委員会（仮称）を設置し、特に、外来生物の侵入防止対策、ジュゴン、ウミガメ等海生生物の保護対策の実施について万全を期すこと。
また、これらの実施状況について県及び関係市町村に報告すること。

② 平成26年第3回沖縄県議「普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認問題等に関する調査の件」の委員会調査報告書（2014年7月15日議会採択）より
<http://www2.pref.okinawa.jp/oki/Gikairep1.nsf/>

*「百条委員会」（辺野古埋立承認問題等調査特別委員会（委員長當間盛夫））での議論は2014年1月9日、10日に行われ、同委員会の報告書は上記のとおり7月15日に採択されている。

B グリープ（自由民主党）の調査結果

(3)、環境保全に対する担保

環境面で不確実性が伴うものなどの一朝一夕で対処策、保全策が講じられる担保がない中で、警戒監視システムを構築したり、一定の配慮により現時点でとり得るべき措置が講じられているかが行政判断のかなめであり、埋立申請承認に当たって留意事項を付し、確実性と担保を持たせるための環境監視等委員会を設置し、供用後も協議会等を設置させることによって、きちんと対応していくというようなことで担保されていると考える。

③ 普天間代替施設環境監視等委員会の「運営要綱」（2014年4月11日付け）より
<http://www.mod.go.jp/rdb/okinawa/07oshirase/shotatsu/kankyokansiiinkai/h26uneyoukou.pdf>

（目的）

第1条 普天間代替施設環境監視等委員会（以下「委員会」という。）は、普天間代替施設建設事業を円滑かつ適正に行うため、環境保全措置及び事後調査等に関する検討内容の合理性・客観性を確保するため、科学的・専門的助言を行うことを目的とする。

（業務）

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項について、指導・助言等を行う。

- (1) 事後調査等の計画策定、結果の評価に関すること。
- (2) 環境保全措置に関すること。

2015.3.17

東清二氏支援記者会見資料

作成：沖縄 BD 吉川秀樹

④ 平成 26 年度普天間代替施設建設事業に係る環境監視等委員会（第 1 回）（2014 年、4 月 11 日開催）の「議事要旨」より

<http://www.mod.go.jp/rdb/okinawa/07oshirase/chotatsu/kankyokansiiinkai/kankyokansiiinkai1/h26gijiyousi-1.pdf>

（委員会の位置付けについて）

委員：

資料 2 の最後のページにあるように、この委員会は、「対策等の実施にあたっては環境監視委員会を設置し」という、沖縄県からの留意事項に基づいているが、この事業はそういった科学的なところは越えて、全国の、特に沖縄の注目を集めているところである。施設計画の可否自体は我々の判断ではなくて、設置する以上は環境が悪くなる場所は仕方ないところで、その中で最大限、どういったことができるかということを助言することが、この委員会の目的であるという点を是非はっきりとさせておいていただきたい。特に沖縄の委員の方は委員会に参加することだけでも大変だと思う氏、我々も、環境に影響があるということを科学的に認めるのであれば、設置そのものに反対すべきだという批判もいただくことがある。そういう点で、設置そのものについては科学的ではなくて、むしろ政治、あるいは安全保障の視点から、あるいは沖縄県の置かれた位置づけ、というものをもとに決まったのであって、その中で最大限の環境監視を科学的に実現することが我々の役目だということ、できるだけ理解いただけるようにしていただきたいと思う。

＊ ＊ 上記引用文中の下線は、この資料作成者のもの。